

防犯対策マニュアル

児童支援事業所 Neo

令和6年4月 作成

防犯対策マニュアル

1. 目的

当事業所は多数の利用児童が通所し、利用者のみならず保護者のかた等の出入りがある。
また、女性職員が多く配置されているため、防犯を考えるに当たり重要な背景である。
このような背景を理解し、防犯に努める意識を職員一人ひとりが持つことが、利用児童、保護者、職員の身を守るために必要であるとする。

このマニュアルは主に不審者侵入時において、当事業所を利用する利用児童をはじめ、保護者や職員の安全を確保し、防犯に努めるための内容を目的とする。

2. 日頃からの防犯対策

- (1) 来訪者への意識
 - ・不審者にいち早く気づき対応できるよう、普段から玄関や来訪者への意識を持つ（まずはインターホンで対応し、事業所とどういった関係の人物か見極める）
- (2) 訓練の実施
 - ・定期的に不審者に対する訓練を実施する。
- (3) 関係機関との連携
 - ・日頃から警察などの関係機関との連携をとる。
- (4) 情報収集
 - ・日頃から近隣の事件や不審者に対する情報に気を配る。
- (5) 施錠
 - ・夜間の施錠はもちろん、日中も利用時間内は安全のため施錠する。
- (6) 個人情報等の管理
 - ・現金や個人情報を含むファイルや書類等は、鍵付きキャビネットに保管する。

3. 不審者の見極め

不審者とは「**敷地内に、正当な理由なく侵入してきたもの**」のことをいう。

外見の確認

- ・顔の確認できないフルフェイスヘルメット等をかぶっている。
 - ・刃物やバットなどの凶器を持っている。
 - ・泥酔している。
- などが明らかな場合は不審者とする。

4. 不審者への対応

(1) 不審者情報がある場合

- ・職員間による状況認識の一致を図る。
- ・利用者、保護者や家族に対して状況を説明し、利用者だけで過ごしたり不用意に事業所から出たりしないよう、注意喚起する。
- ・警察に対して、巡回の強化を要請する。
- ・速やかに関係する地域の事業所等に情報提供をし、注意喚起をする。

(2) 事業所での不審者対応

- ① 不審者への対応は必ず2人以上で行い、1～1.5m程度離れた位置から挨拶、要件の確認を行うとともに、不審者に気づかれないよう、直ちに「**110番通報+避難**」をする。
※刃物に対応できるよう、本等を持って対応することも考慮する。
- ② 1人で対応せざるを得ない場合は、不審者と適当な距離を保ちながら。刺激しないように声をかけ、他の職員が来るのを待つ。
- ③ 他の職員や警察官が来るまでに時間がかかる場合、不審者の様子を見ながら事業所外へ誘導し、利用者に近づかせないようにする。
- ④ 近くに利用者がある場合、不審者を刺激しないよう、職員相互で合言葉を使うなどして、利用者を避難させ、侵入経路を封鎖、施錠する。
- ⑤ いかなる場合であっても利用者の安全確保を最優先することを念頭に置く。
- ⑥ 利用者のそばを離れず、利用者の安全を優先する。
- ⑦ 利用者が不安にならないよう冷静にふるまう。

(3) 野外活動時の不審者への対応

- ① 外出時には携帯電話を持つ。
- ② 職員のもとに利用者を集め、安全を確保し人数を確認する。
- ③ 状況を判断し、利用者の避難を最優先する。
- ④ 不審者を刺激しないようにする。(さすまた等は不審者を刺激するため、事務所内などで構えてするのがよい)
- ⑤ 必要により、周囲の人に応援を求める。
- ⑥ **110番通報**をする。

(4) 刃物や銃を突き付けられたとき

- ① 近くに利用者がおらず、その場から逃げ出すことができそうな場合、「火事だ！」等大声を出して異常を知らせる。
※「火事だ！」と叫ぶと人は火元を確認するため外を見るので、即座に異常を感じ、応援や迅速な対応が期待できる。
- ② 近くに利用者がある、その場から逃げ出すことができない、または逃げ出すと危険を感じる場合は、むやみに抵抗したり不審者を刺激したりせず、隙を見て **110番通報** する。

(5) 不審者が逃走したとき

- ① 「火事だ」と大声を出す等をして異常を知らせるが、基本的には不審者を刺激しない。
- ② 深追いはせず、不審者の逃走の方法と方角を確認して直ちに **110番通報** をする。

5. 不審者退去後の対応

- ・退去に応じた不審者が、再び侵入を試みる可能性があるため、不審者対応を行った職員はしばらく侵入経路を監視する。

6. 安否確認と関係者・関係機関への連絡

(1) 負傷者の救護や情報収集

- ・負傷者や極度の興奮状態にあったり精神的なダメージを受けていたりする場合、119 番通報を行い、その救護を最優先する。
- ・負傷者の収容先や容態について情報収集をする。

(2) 事業所内外の巡回

- ・情報や職員の対応が錯綜しないよう、防犯責任者の一元的な指揮のもとで事業所内外を巡回する。
- ・すべての利用者と職員の安否確認をし、負傷者や被害の状況を確認する。

(3) 行政への連絡

青森市役所障がい者支援課へ連絡をする。

TEL:017-734-5327

(4) 利用者の保護者、家族へ連絡

- ・状況が落ち着き次第、直ちに会議を行い、状況整理、改善点や再発防止に努める。
- ・利用者の保護者や家族へ事件があったことや会議の内容を連絡する。

警察(110 番通報)の要領

1. 事件の種類を伝える : 不審者の侵入です。
2. 状況 : 中に入ろうとしています / ○○にいます / 逃げました
3. 場所 : 住所は **浜館 4 丁目 11-6 児童支援事業所 Neo** です。
4. 不審者の特徴 : ○○代の男性/女性 です。
身長は、○cm 程度です。
体格は、太っています / 普通 / 痩せています。
髪型は○○で、△色の服を着ています。
5. 凶器の有無 : ○○を持っています。(刃物、バッド等)
6. 逃走した場合 : 車 / バイク / 自転車 / 徒歩 で、△△方向に向かいました。
※車やバイクの場合は、車種、色、ナンバーを伝える。
7. 被害状況 : 負傷者は○人です。
8. 通報者 : 私は、児童支援事業所 Neo の□□です。
電話番号は、**752-1933** です。

- ・警察官が到着するまで電話は切らず、状況の変化を知らせる。
- ・玄関前に案内役を待機させておく。
- ・警察官が来るまでは現場に立ち入らず、現状のままにしておく。
- ・不審者の特徴や逃走の方向、事件の経過等を記録しておく。

救急(119 番通報)の要領

1. 通報の種類を伝える : 救急です。
2. 場所 : 住所は 浜館 4 丁目 11-6 児童支援事業所 Neo です。
3. 通報者 : 私は、児童支援事業所 Neo の□□です。
電話番号は、752-1933 です。
4. 被害状況 : 負傷者は、○人です。
負傷者の容態は△△の状態です。

・傷病者の状態を聞かれたら、簡潔に